

直江津屋台会館等を活用した新たな観光産業創出社会実験業務委託 仕様書

1 業務目的

当市では、地域の歴史や文化を観光資源として磨き上げることにより、観光の活性化を図るとともに持続可能な地域資源として後世に伝承するため、通年観光計画を策定した。

持続可能な地域資源とするには、これまでのスポット的な観光”地”づくりから、地域資源を活用した生業を創出し、地域が持続可能なまち形成を図っていく「観光地域づくり」が必要である。

このため、本社会実験では、直江津屋台会館と海浜公園（以下、「屋台会館等」という。）において、年間 30 万人以上の来場がある「上越市立水族博物館うみがたり」に隣接する地理的利点を活かした新たな賑わいや、観光産業を創出するための、収益化のスキーム構築、直江津地域の一体的なエリアマネジメントを担う持続可能なまちづくり組織の立ち上げを目的に、民間事業者からの提案による社会実験を行う。

2 業務の対象区域（別紙 位置図参照）

- ・直江津屋台会館（上越市西本町四丁目 18 番 2 号）の一部
- ・海浜公園（上越市西本町四丁目 17 番 5 号）の一部

3 業務内容（◆について企画提案を行うこと）

(1) イベントの開催及び飲食・物販等の出店による賑わいの創出

ア 主催イベントの開催

※6 回開催すること。

（令和 6 年度：契約日～令和 7 年 3 月 31 日の間に 3 回）

（令和 7 年度：令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日の間に 3 回）

※来場者 500 人以上の集客が見込まれる内容とすること。

※追加開催による成果報酬あり。（条件は 8 業務規模（支払限度額）に記載）

イ イベントの誘致

※屋台会館等で開催実績がないイベントを誘致すること。

※イベントの誘致は成果報酬に位置づけるため必須ではない。（条件は 8 業務規模（支払限度額）に記載）

ウ 飲食・物販等の出店（以下、「地域ブース出店」という。）が可能なブース運営

※出店者の募集、誘致、調整、指導監督、出店料徴収等の管理運営を実施すること。

※原則、月 1 日以上、同時に 5 店舗以上の出店がある状態を創出すること。ただし、ア及びイのイベント日は回数に含めない。

※社会実験実施期間の全期間を通じて、希望者が地域ブース出店可能な状態を維持すること。

※店舗の出店形態は問わないが、例えば、1つのテーブルで2つ以上の出店者の商品等を並べて販売する場合は1店舗としてカウントする。店舗はそれぞれが独立したレイアウトで1店舗としてカウントする。

※出店できる場所、広さは委託者と協議の上決定する。

※気象状況等により、月1日以上、同時に5店舗以上の出店が困難な場合は、他の月でその分創出してもよいが、1年を通じた賑わいを目指していることから、創出できる可能性を追求し、結果として創出できなかった場合は、理由を都度報告すること。

エ イベント等の周知・広報活動

※集客促進のためのイベントチラシ、ポスター等の制作のほか、SNS、イベント情報サイト等の各種メディアを活用した広報計画を立て、集客促進のための効果的なパブリシティ活動を実施すること。

◆現時点で想定している主催イベントを3つ程度、実現の可能性も含めて提案すること。

◆市内の事業者によく出店してもらうためのアイデアなどを提案すること。

※本業務は収入を得ながら実施し、得られた収入は、当市の歳入として納付すること。
なお、納付方法は収入前にその方法を協議すること。

(2) 新たな収益事業

※「(1) イベントの開催及び飲食・物販等の出店による賑わいの創出」に係るもののほか、受託者の裁量で新たに1つ以上取り組むこと。

※本業務は収入を得ながら実施し、得られた収入は、当市の歳入として納付すること。
なお、納付方法は収入前にその方法を協議すること。

◆現時点で想定している収益事業を実現の可能性も含めて提案すること。

(3) 簡易出店システムの提案

※屋台会館等において、地域ブース出店を希望する方が、気軽に出店の手続き等が行えるWEBシステムを導入し、検証した上で提案すること。

※システムには下記の項目を実装すること。

①WEBサイトやアプリ等、オンラインで行えること。

②出店できる場所、期間が視覚的に確認できること。

③出店の申込手続き、出店料等の支払いがオンライン上で完結できること。

※出店料等に係る収入については、当市の歳入に当たることから、地方自治法の規定（指定納受託者制度）に基づく手続きが必要となり、委託者はシステム内で決済業務を担うキャッシュレス事業者を予め公示（指定）する手続きが生じる。このため、WEBシステムの導入においては、当該手続きについて委託者と協議すること。なお、決済手数料については、委託者がキャッシュレス事業者に直接支払うものとする。

※システムは、新規開発、既存アプリ等の活用など導入方法は問わないが、当市及び当市が認める団体等が社会実験終了後も使用できるものとし、継続使用に経費が発生する場合は、その費用を提示すること。

◆想定している簡易出店システムを提案すること。

(4) 地域住民への配慮等・地域団体との連携

※地域住民への配慮等や直江津区の事業者や団体との連携に努めること。

◆周辺住民への配慮する事項や、地域団体との連携について具体的に提案すること。

(5) 調査・検証

ア アンケート調査

※イベントの開催及び地域ブース出店の運営、独自事業の各回の来場者、出店者へのアンケート調査を実施し、利用者目線から屋台会館等の活用や魅力向上に資するニーズ調査を行う。

イ イベント等の結果検証

※イベントの開催及び地域ブース出店の運営、独自事業の各回の来場者数、出店数及び各店舗の売上額を把握するとともに、天候等との相関性を検証し報告すること。

◆調査項目・検証の方法について提案すること。

(6) 生業として継続できる事業スキーム等の提案

ア 環境整備等の検証・提案

※来訪者、出店者の利用状況やアンケート調査等を基に、下記の視点で屋台会館等の環境整備案を提案すること。

①出店者等にとって活用しやすい環境

②観光客、来訪者にとって長く滞在したくなるような場所

※提案にあたっては、パース図や設計図などを作成し、具体的でイメージしやすい資料を作成すること。

※本社会実験の実施に当たって、関係例規（上越市都市公園条例等）の規制により、屋台会館等の活用が制限された場合はその規制の内容を整理し、報告すること。

※海浜公園は都市公園としての機能を存続させることを基本とする。

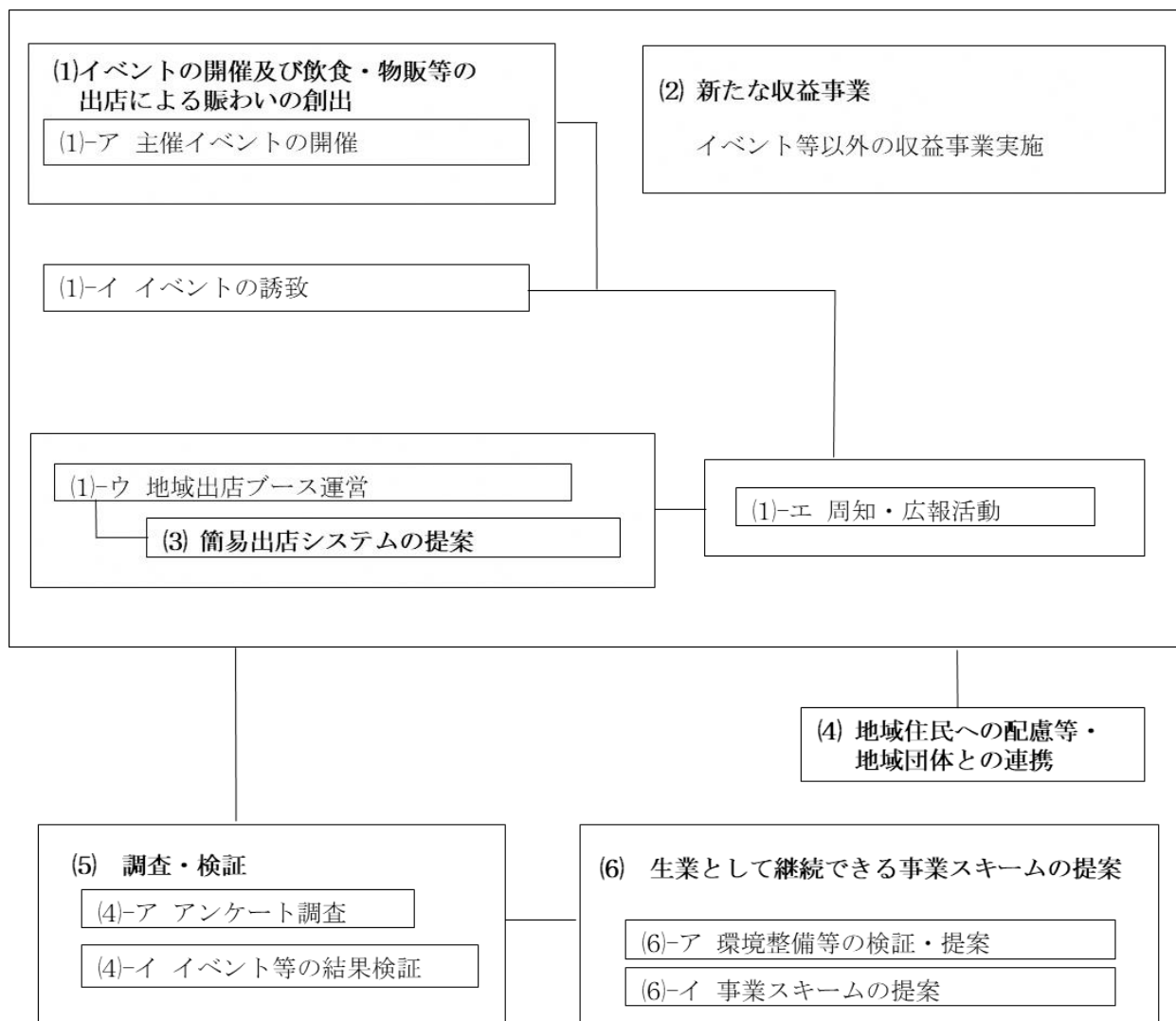
イ 事業スキームの提案

※当該社会実験の結果、アンケート調査等を基に社会実験終了後も自立的に継続できる事業スキームを提案すること。

◆環境整備等を提案するにあたり、その検討方法及び、現時点で想定される整備内容を具体的に提案すること。

◆イベントを持続的に継続させるために、必要だと思われること又は配慮すべきことについて、具体的に記載すること。

○業務内容の体系図



4 業務期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）

（社会実験実施期間：令和6年10月1日（火）～令和7年9月30日（火））

※委託者と協議の上、社会実験の開始時期を早めることも可能とする。

5 実施条件

(1) 直江津屋台会館の利用に関する条件

- ・屋台の保管機能を維持すること。
- ・屋台の出入がある場合はその通路を確保すること。
- ・施設及び設備の利用は、当市及び直江津屋台会館管理業務の受託者の指示に従うこと。
- ・利用可能な日は開館日とし、休館日は、次のとおりとする。
 - ① 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に当たるときは、その翌日

② 休日の翌日

③ 12月29日から翌年1月1日まで

- ・店舗やその他設営物などが設置可能な場所は「別紙 2 占用区域平面図（直江津屋台会館）」のとおり。
- ・工作物を設置する場合は、設置方法等について事前に委託者と協議すること。

(2) 海浜公園の利用に関する条件

- ・店舗やその他設営物等が設置可能な場所は「別紙 3 占用区域平面図（海浜公園）」のとおり。
- ・遊具周りは利用者の動線を確保すること。設置場所については事前に委託者へ相談すること。
- ・北側駐車場、園路、芝生保護部は、上越市立水族博物館うみがたりの臨時駐車場として貸し出しているため、利用に当たっては、うみがたりと調整を行うこと。
- ・資材を搬入する際、車両等をアスファルト舗装部以外に進入させる必要がある場合は、対策を取ることであり搬入が可能となる場合もあるため、事前に委託者へ相談すること。
- ・通常、火気の使用を禁止しているため、委託者から付される条件の範囲内で使用すること。
- ・工作物を芝生の上に設置することや踏圧、日照不足などの影響により芝生の衰弱がみられる場合は、工作物の配置変更や立ち入り制限によって芝生の養生に努めること。
- ・芝生の保護に努め、著しく生育を妨げるような施設の設置をしないこと。
- ・公園内の植物の伐採はしないこと。枝打ちや剪定を希望するときは事前に委託者へ相談すること。

(3) 共通条件

ア 屋台会館等の利用に関する条件

- ・利用可能な時間は午前9時から午後9時までとする。午後9時には完全退席（関係者等含む）をするよう徹底すること。
- ・本業務以外の利用者（貸館及び公園利用者等）の妨げとならないように利用すること。
- ・社会実験の開始にあたっては遺漏なく各種行政手続きの許可を受けること。また、関係法令を遵守すること。

イ 「業務内容 (1) イベントの開催及び飲食・物販等の出店による賑わいの創出、(2) 新たな賑わい創出」に関する条件

- ・収入を得ながら実施し、得られた収入は、当市の歳入として納入すること。
- ・社会実験は、開始前に年間スケジュール、安全確保に関する基準等を記載した実施計画を提出し承認を受けること。実施計画の記載項目は委託者と協議の上決定

する。

- ・イベントの開催は、2 か月前までに実施日を確定し委託者に連絡すること。
- ・イベントの開催、地域ブース出店の運営等は、貸館等の利用や施設等の修繕などと日程調整の上、実施すること。
- ・受託者が企画、誘致したイベントのほかに対象区域を使用するイベントの実施希望者が現れた場合、その対応について委託者と協議すること。
- ・受託者は出店事業者間の連絡調整を行い、健全な管理運営を行うこと。
- ・健全な管理運営を行うため、出店における条件や注意事項を定めること。条件や注意事項の設定においては、委託者と協議の上決定すること。
- ・対象区域において前例のないもの、大規模な設営物を要するものについては、開催希望日の 45 日前には委託者から企画の概要の確認を受けること。
- ・イベントの告知を開始するには、概要が固まり次第随時、委託者の確認を受けること。
- ・利用した施設及び設備等は原状回復を行うこと。
- ・「別紙 4 駐車場利用可能区域平面図」に示す範囲は、原則、駐車場として利用可能とするが、周辺の学校行事等により利用できない場合があるため、利用を希望する場合は事前に委託者に連絡すること。

ウ 工作物の設置撤去に関する条件

- ・対象区域内を掘削し、工作物の据え置きや埋設をしないこと。
- ・工作物は仮設とし、広場や公園の施設へ固着させないこと。
- ・使用終了後には工作物設置個所を使用前の状態に復元すること。
- ・工作物の設置にあたっては利用者（本業務の利用者及びその他利用者）の動線を確保すること。
- ・強風、大雨等の事象が予想される場合は、委託者とあらかじめ定める撤去や補強といった工作物ごとの対応を速やかにとり、第三者へ被害が及ばないようにすること。
- ・施設等を汚損する恐れがあるものを区域内で使用する場合は、委託者へ事前に相談し、使用の可否や条件についてその指示に従うこと。

エ 安全確保に関する条件

- ・社会実験開始前に委託者と条件を定め、強風、大雨等の事象が予想される場合は警戒体制を取り、イベント毎に中止基準を定め、それに達した際は営業を中止すること。
- ・安全対策として必要な人員を配置し、事故等の対応など適切な安全管理を行うこと。
- ・緊急時には利用者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ委託者と受託者で定めた連絡体制に基づき、当市関係課、事業関係者等に対し、運営管理状況や事故発生状況等について、速やかに情報共有を行うこと。

- ・本社会実験の実施に当たっては、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、受託者の責めに帰すべき事由により他に損害及び危害を与えたときは、受託者の責任において処理すること。
- ・本社会実験の実施に当たり、怪我や事故及び施設や備品の損傷等が発生した場合に備え、イベント保険等の加入など、事業全体に係る補償対策を講ずること。なお、保険加入に要する経費は見積金額に含むこと。

オ 利用区域の環境保全に関する条件

- ・事業に伴い生じたごみは受託者の責任により適切に収集・処分すること。
- ・利用者が対象区域で購入した飲食物の容器等は対象区域内で確実に回収すること。また、近隣店舗のごみ箱や路上に遺棄されることがないように対策をすること。
- ・キッチンカー等で生じた汚水は周辺の側溝等に捨てられないよう適切に処理を行うこと。
- ・周辺環境に悪影響を及ぼす行為は行わないこと。
- ・周囲の迷惑となる騒音・煙・匂いを発生させないこと。

カ 禁止事項

- ・対象区域及びその周辺に混乱または危険が生じる行為
- ・公の秩序または善良の風俗を害するおそれがある行為
- ・集团的、常習的に暴力的不法行為等を行う組織の利益になる行為
- ・特定の政治団体、宗教団体の利益になる行為
- ・勧誘、キャッチセールス等の行為

キ 受託者側の費用負担に関する条件

- ・社会実験実施に要する一切の費用の負担は受託者によるものとする。
(負担する費用の例)
- ① 営業準備に要する費用、運営費、維持管理費（備品購入、人件費、材料費、情報発信費等、一部区域内施設の維持管理費）、イベント保険料、損害賠償等保険料
- ② 清掃及び環境対策に要する費用
- ③ 各種行政手続きに要する申請費用
- ④ 緊急時及び当市が主催するイベント等実施時における工作物等の移動に係る費用
- ⑤ 原状回復費用
- ⑥ 受託者の責めに帰すべき事由により施設等を損傷した場合の修繕費用

ク 記録・報告に関する条件

- ・記録した画像や動画を委託者が広報や報告資料で使用する際は、委託者の求めに応じそのデータを提供すること。なお、提供されたデータについて委託者の使用

に制限を求めることはできない。

- ・日ごとの利用者数、売上げ、その他マーケティングや事業評価に必要とされるデータの収集、収支などの管理を行い、収集したデータは委託者の求めに応じ提供すること。

6 協議（打合せ）

- (1) 委託者と受託者は、上記の業務委託を遂行するにあたり、随時、協議を行うものとする。
- (2) 受託者は、委託者との協議後その必要に応じて直ちに記録簿を作成し、委託者に提出することとする。ただし、軽易な打合せ等で委託者が不要とした場合はこの限りではない。

7 成果品

(1) 提出物

- ・実績報告書（A4判）

※「3 業務内容」の(1)から(6)が個別に完結するよう作成すること。

- ・紙媒体 3 部及び電子データ一式

(2) 提出場所

〒943-8601 新潟県上越市木田 1-1-3 上越市文化観光部魅力創造課

(3) 提出期限

令和 7 年 12 月 26 日（金）

※「3 業務内容」の(1)～(2)については、全事業期間のほか、開催結果（開催状況の写真、来場者数、出店数、売上高等）を実施月の翌月末までに報告すること。

※受託者は、初年度の業務実施状況及び実績をとりまとめた事業報告書を令和 7 年 2 月 14 日（金）までに委託者に提出すること。報告様式については、委託者と協議のうえ定めること。

8 業務規模（支払限度額）

28,605,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・本業務の委託料は基本額と成果指標の達成状況に応じて支払う成果報酬額とし、その限度額の内訳は下記のとおりとする。

区 分	限度額（消費税及び地方消費税を含む）
基本額	23,805,000 円（11,902,500 円/年）
成果報酬額	4,800,000 円（2,400,000 円/年） <内訳> 受託者が自ら実施するイベント（主催）を6回実施するほか、4回以上イベントの主催又は屋台会館等で開催実績がないイベントを誘致した場合 ○1年の単位 ① 契約日～令和7年3月31日 成果報酬条件：イベント（主催または誘致）2回 ② 令和7年4月1日～令和7年9月30日 成果報酬条件：イベント（主催または誘致）2回
合 計	28,605,000 円（14,302,500 円/年）

※委託契約の締結交渉等において、業務内容に変更が生じる場合は、基本額と成果報酬額の内訳について変更する場合がある。

9 支払条件

- (1) 委託料の支払いは月ごとに行うこととし、月ごとの開催結果の報告を受け、履行を確認した後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。
- (2) 成果報酬額については、履行を確認した後、各年度の最終月の翌月に支払うものとする。

10 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は本業務の行程表を作成し、契約締結後速やかに提出し、委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、第三者（以下「再委託先」という。）に対し、業務の全部を再委託してはならない。

11 著作権の取り扱い

- (1) 受託者等が所有する写真等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (2) 納品された画像の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）は上越市に帰属する。また、受注者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。
- (3) 成果品は、上越市が運営するSNSや各種情報提供媒体、上越市の行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。（ただし、個人を特定し得る人物写真等を除く。）

- (4) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (5) 第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

1 2 環境配慮の留意事項

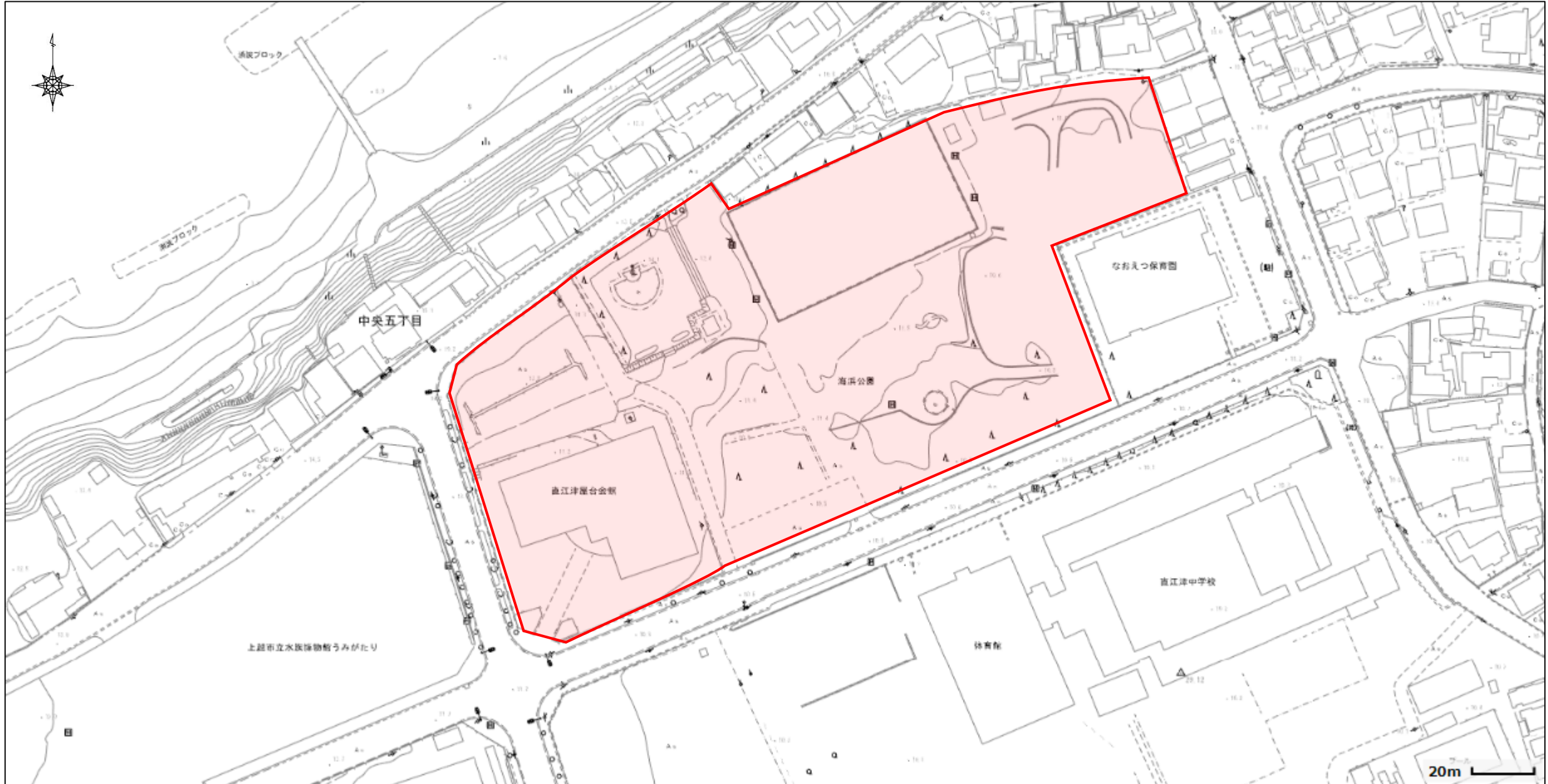
- (1) 業務に必要な消耗品等は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。
- (2) 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済性に配慮した速度での走行等、地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- (3) その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

1 3 その他特記事項

- (1) 本業務について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、協議の結果を踏まえて業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、都度、協議の上、業務を実施するものとする。
- (3) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び市の条例、規則、要綱などを十分理解すること。なお、市で定める文書管理規程など、本業務で関連する規程類は、市のホームページの例規集及び要綱集に掲載のとおりである。
- (4) 本業務の成果品に誤りがあった場合、受託者は責任を持って速やかに訂正しなければならない。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする
- (8) 他の業務の進捗や地域住民との協議等により業務期間内の履行が困難と認められる場合は双方協議の上、業務期間を変更する場合がある。

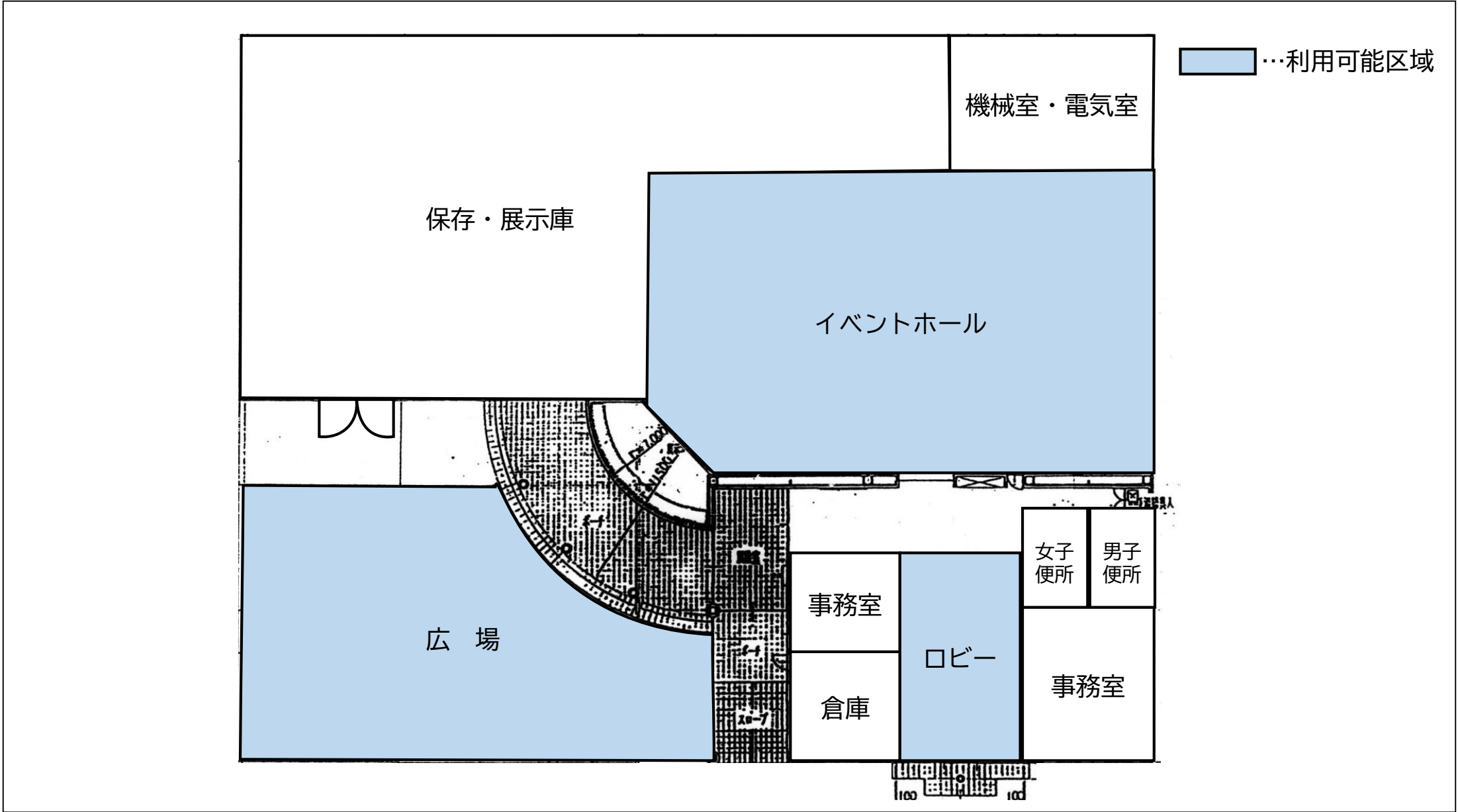
位置図

別紙1



※業務対象区域は上記区域の一部

占用区域平面図（直江津屋台会館）



占用区域平面図（海浜公園）



駐車場利用可能区域平面図

別紙4



情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 受託者は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、委託者の許可を受けなければならない。

第3 受託者は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、委託者の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 受託者は、使用する機器、電磁的記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(秘密保持誓約書の提出)

第5 受託者は、受託者が秘密事項及び業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないことを遵守することを明記した、秘密保持誓約書を委託者に提出するものとする。

(従事者への啓発)

第6 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施状況報告)

第7 受託者は、受託者及び業務従事者が、作業不備及び不正行為を防止するために実施した情報セキュリティ対策の実施状況を委託者に報告するものとする。

(異常時の報告)

第8 受託者は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

第9 受託者は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を行うための情報資産の処理を自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはな

らない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 1 1 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、委託者が許可した場合を除き、行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 1 2 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、委託者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 1 3 受託者は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、委託者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 1 4 受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 委託者が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 1 5 受託者は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(実地調査)

第 1 6 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。